

# 立法技術に関する研究 VII

## —— 法令改正の諸原則に関する諸問題 ——

榊 原 志 俊

- 序
- I 法令改正の基本原則
- II 法令改正の基本形式
- III 法令改正の諸方式
- IV 改正規定の構造と特質

### 序

法令改正の方法については、様々の形式、方式が採られている。長年の法令改正の実務の中で形成されてきた手法がある。法令の一部改正をする場合の改正方法について、「改め文」形式が採られ、一定の原則や基準が形成されている。

しかし、従来の立法技術論、法制執務論においては、個々の技術的手法については兎も角、その体系的な位置付けが不明確であるとか、個別的手法の背後にある原理的考え方が究明されていないとかの問題が少なくない。また、個々の技術的手法についても、断片的な説明や宣託的説明に終始しているものも多いし、複数の技法の間で説明が矛盾したりしていることもある。

したがって、従来の立法技術論、法制執務論に対して、原則的、論理的

な見地から検討、見直しを加え、体系的に再構築を図るべきである。

本稿は、この観点から、法令改正についての諸原則や基本的問題を整理し、考え方を明らかにしようとするものである。法令改正の諸原則を、①基本原則、②基本形式、③法令改正の諸方式、④改正規定の構造と特質に区分して検討するものである。

従来 of 立法技術論、法制執務論においては、法令改正の諸原則について立ち入った検討が殆どされていないため、本稿において論理的な立論を図っている。なお、本稿において主として参考とする法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務』（平成19年）の第 2 版が本年（平成30年）発刊されたので、同書の引用はこの第 2 版によることとする。

本稿においても、「条中項」「法令項」「表中項」等の新たな用語、概念を作り出している。ここで作り出し、命名した用語、概念が適切であるかの問題はあるが、今後ともさらに検討して行きたいと考えている。

なお、本稿の参考文献、凡例、用語例等については、拙稿「立法技術に関する研究 I」（本誌54巻 1・2 号（平成25年 2 月））を参照願いたい。

## I 法令改正の基本原則

### 1 改正規定の対象

改正規定とは、改正法令において実際に個別の条項名を掲記して、改正箇所、改正手順、改正内容等を指し示す規定をいう。「改正規定」という用語は、施行期日、一部改正法令の一部改正、及び修正案において、改正箇所、改正内容を特定し指定する場合に法令上使用されている。このように改正法令等において使用される場合以外に、個別の掲記条名について改正手順、改正内容等を定めた個々の規定を「改正規定」と称して、一般的な法令用語としても用いられている。ここでの用法は後者の意味においてである。

法令改正は、現行法令の現行規定、すなわち現行規定の法文（条文、項文、号文）を対象とする。現行規定が法令改正の直接の対象となり、また追加、移動等に関する基準となる。これを「現行規定改正原則」と称することとする。

したがって、改正後の条、項等（条文、項文等のみならず、条名、項番号等についても）が改正の対象や基準となることはない。これを「改正後条名等掲記禁止の原則」と称することとする。この改正後条名掲記禁止原則<sup>(1)</sup>の例外として「移動先追加方式」があるが、その許容性は後述する。

したがって、また、改正規定も、条項の構造、章節の構造等の在り方に制約、影響を受ける。

## 2 改正部分の特定と条、項、号の掲記・引用

法令改正に際しては、現行規定改正原則から、改正の対象又は基準となる条項を特定して表記（掲記・引用）しなければならないという原則が導き出される。すなわち、改正部分の特定と条、項、号の掲記・引用についてである。

### ① 改正部分の特定

改正部分の特定は、当該条の最小単位まで掲記・引用するのが原則である。これを「最小単位掲記・引用原則」と称することとする。

### ② 条、項、号の掲記・引用

条文の中の条、項、号を掲記・引用する場合は、条名から掲記・引用するのが原則である。これを「条名掲記・引用原則」と称することとする。他方、章建て構造の下においても、条は連続条名制をとることから条項名掲記・引用に章名（章番号）を冠する必要はない。

---

(1) 改正規定を条名、項番号等で掲げ示すことを「掲記」と称し、改正規定を条名において掲記する場合のその条を「掲記条」と、その条名（条番号）を「掲記条名」と称することとする。条項中の字句を引用して改正する場合（字句引用改正）における「引用」とは明確に区別することとしている。

### 3 改正規定一文原則

改正規定は1つの文章で完結すべきであるとする原則がある。この原則を「改正規定一文原則」と称することとする。

実際には、条、項等の全部改正、追加の場合は、改正後の条、項等を改行表示することになるし、条間、条中における継続効、切断効の問題もあり、「改正規定一文原則」には例外も多い。しかし、そのような要請は厳然として存在するのであって、これを改正規定の特色と捉え、1個の原則として整理することは可能であろう。目次の改正においては、この「改正規定一文原則」は厳格に維持されている。

他方、複数の改正規定が、一定の関係において、1つの改正規定に結び付けられることがある。このような「改正規定の結合」は、改正規定を簡略にするために適宜行われるものである。そのような改正規定の結合がどのような場合に行うことができるかは、個別に検討すべき課題である。

改正規定の結合は、改正規定が連続している場合（連続性）の「改正規定の連続化」、必ずしも連続はしていないが、一括して纏めて扱うことができる場合（一括性）の「改正規定の一括化」、前後の並び等の位置関係から同時に扱うことができる場合（同時性）の「改正規定の同時化」の各場合がある。なお、改正規定の結合は、「纏めての改正」とも称しうるが、この観点からは、それぞれ「連続改正」「一括改正」「同時改正」と称することができる。改正規定が別の改正規定に繋がっていく「継続効」もこの問題の表れである。

### 4 法令改正の順序

#### (1) 法令改正の順序

法令の改正は、法令の構造や条項等の性質等に基づいて、一定の順序に従って行う。

法令を構成する各部分について、前から順次に改正する。すなわち、題

名、目次、本則、附則、別表等の順に改正する。これを「構成部分順次改正の原則」と称することとする。

本則及び附則の条、項等の改正は、条名、項番号等の若いものから順次に行う。これを「条項順次改正の原則」と称することとする。条項順次改正原則に対する例外として、条の追加をするための空隙（スペース）を確保する必要が生ずる場合、後ろの条にスキップして後ろの条から逆順で戻りながら所要の改正、移動等を行うことがある。項・号についても原則として同様である。

同じ条、項等について、2度にわたって改正の対象又は基準とすることはしない。これを「再度改正禁止の原則」と称することとする。再度改正禁止原則の例外として、改正法令の冒頭においてある字句を一括して改正する「冒頭字句一括改正」の場合がある。

条、項等を移動させる場合に、条項順次改正原則に基づいて、移動させない他の条、項等を飛び越えることはしない（WB221 II）。これを「飛越移動禁止の原則<sup>(2)</sup>」と称することとする。条、項等を移動させる場合、条項順次改正原則とこれに伴う飛越移動禁止原則により、空隙を設けて、そこに順送りに移動させるという形式をとる。

この場合に「移動」といっても、現実的な設置場所の「移転」（条項等を他所に現実的に移すことを「移転」と称することとする。）ではなく、条名の変更にすぎない。これを「移動の観念性」と称することとする。現実的な設置箇所の変更、すなわち移転が必要となる場合には、一旦削除して、その箇所に設置し直す（追加する）という手法を取らざるを得ないことになる。このような手法は「条の付直し」と称する方式として整理することができるのである（詳細は後述する）。

---

(2) 飛越移動禁止原則は条項移動の場合のみについて働くのではない。章、節等構造を採る法令においては、条移動は章名、節名等の存在が障害となって、そのままでは章名・節名を越えて移動することはできない。このように条は章名を飛び越すことができないという限界がある。このため、飛越移動の禁止には、条の「章名飛越移動の禁止」も存在することになる。

条、項等については連続条名制、連続項番号制等が採られているので、条名、項番号等が重複したり、断絶したりしてはならない。これを条について見れば「条名重複禁止の原則」「条名欠缺禁止の原則」と称し、両者を合わせて「条名重複・欠缺禁止の原則」と称することとする。

(i) 既存の条、項等の間又は冒頭に新たな条、項等を追加する場合、条名重複禁止原則により、まず追加する場所を空けて（スペースを設けて）から行う。これを「追加先確保の原則」と称することとする。この追加先確保原則に対する例外として、枝番号の条・号を追加する場合等のように、先にスペースを設ける措置をとる必要がない場合がある。条、項等を移動する場合にも、同様に条名重複禁止原則により、まず移動先を空けなくてはならない。これを「移動先確保の原則」と称することとする。

(ii) 移動の対象となる条、項等を確保された移動先に移動させていく場合、移動は移動先に正順又は逆順に順次移動させていく。これを「順次移動の原則」と称することとする。その際、条名欠缺禁止原則により、条名の断絶を生じないようにする。この条項の順次移動の原則の表れが「飛越移動禁止の原則」である。

(iii) 既存の条項等を削除する（削る）場合、削除によって生じた空白部は条名欠缺禁止原則により埋める必要がある。この場合、条項等の追加、移動によるが、形骸削除条による埋めも可能である。

## (2) 追加先確保の原則、移動先確保の原則と飛越移動禁止原則との関係

条項の追加、移動は、追加先、移動先に追加、移動することができるだけの空隙（スペース）がなくてはならないが、スペースがあっても、被追加条項や被移動条項とその空隙との間に既存の条項が存在していれば、追加、移動はできない。そのような条項の存在は、追加、移動にとって障害となるものである。条項の追加、移動は、被追加条項や被移動条項の後（又は、前）に設けられた空隙の中での条項名の変更による移動である。このような追加、移動は、スペース確保の問題ではなく、順次に移していくという順次性の問題である。

条項の追加、移動は、追加先、移動先に追加、移動することができるだけの空隙（スペース）がなくてはならない。これが追加先確保の原則、移動先確保の原則であるが、これは条項の連続性の表れである。これに対して、条項の飛越移動の禁止は、順次性の表れである。両者は類似しているが、別個の原理に由来するものである。

## II 法令改正の基本形式

### 1 序

改め文における改正（広義）には、次の4つの基本的な形式がある。

①「(……)に改める」と表示される「改正」、②「(……)を加える」と表示される「追加」、③「(……)を削る」と表示される「削除」、④「(……)と(……)する」(「繰り上げる」「繰り下げる」)と表示される「移動」である。

この基本形式は、条・項等の中における字句改正の場合のみならず、法令の構造部分たる題名、目次、章、節等、見出し、条、項、号等、表・別表などの改正の場合にも妥当するものである。

これらの4つの基本形式全体を総称する用語として、字句改正の場合には「改正字句」と、章、節等、条、項、号等などの場合には「改正文言」と称することとする。

### 2 改正の意義と方式

#### (1) 改正の意義

改め文においては「改正する」は「改正文」に使用される場合に限られる（狭義）が、法制執務論においては「改正(する)」は一般的用語として用いられている（広義）。

改正には、章、節等や条、項、号の全部を改正する「全部改正」と、そ

の一部を改正する「一部改正」とがある。

全部改正は、章、節等、条、項、号等の全部を新たな章、節等、条、項、号等に書き換える（置き換える）ものであるが、そこに一定の制約・限界がある。すなわち、章、節等、条、項、号等の全部改正において、章番号・節番号等、条名、項番号等を変更することはできない（全部改正における章番号・条名等の変更禁止）。また、章、節等や条、項、号の全部改正をする場合は、改正前と改正後の章数・節数等、条数・項数等が同じでなければならない（全部改正における章、節等、条、項、号等の分割・結合の禁止）。

他方、全部改正によって項無し条を項建て条に改める条内構造の変更や、全部改正によって章所属条の条数の増減を来たしたり、節区分の無い章に新たに節区分を設ける等の章内構造の変更は可能である。

## (2) 改正の方式

### ① 一部改正方式

一部改正は字句改正方式を採り、「第〇条中「〇〇」を「△△」に改める。」とする。

### ② 全部改正方式

全部改正は、「第〇条を次のように改める。」とした上で、改正内容を改行表示する。したがって、改正規定の切断が必須の要件となる。

このように全部改正は「次のように改める」改正方式をとるが、対象となる条名を直接掲記するから、直接方式の一種である。全部改正は直接方式でありながら、改正内容の改行表示を伴う点で特色がある。

全部改正方式は、「次のように改める」とする以上、改行表示が前提となり、切断効が必須である。しかし、全部改正方式をとりながら、切断させない例が見受けられる（通説がそのような例を認めている場合もあるようである。）。次の 2 つの場合に全部改正があっても不切断の扱いをする例があるが、不適切である。



- ・条中の項を全部改正して同条を移動させる場合
  - ・条項中の表以外の部分を全部改正して同条を移動させる場合
- なお、全部改正方式には次のような例外的な場合がある。

(i) 簡略全部改正

見出しの全部改正に限られる方式である。「見出しを「(〇〇)」に改める」とするもので、全部改正の方式としては例外的である。見出しの全部改正について、このような変則的な方式を採用したこととしたのは、見出しは短小なものが通例であるから、切断効を有し、改行表示をすることになる「次のように改める」方式を採用までもないと考えたからであろう。

見出しの全部改正による改正規定は、改行表示をとらない形式であるから、切断効は存在せず、その条項の字句改正に継続していくことができる(接続効)。

(ii) 章名改正

章名改正は、章名内容部の変更である(章番号不変)。章名改正には次の3方式ある。

a 章名全体引用改正方式

「第〇章 〇〇」を「第〇章 △△」に改める。」とする方式である。

この方式は章名の全体を引用して改正する方式である。このような改正方式を「全体改正」と称することとする。他には例を見ない特異な方式であるが、省名改正では原則的であるとされている。この方式は孤立的であって、継続効・被継続効も接続効・被接続効も認められない。

b 章名全部改正方式

「第〇章の章名を次のように改める。」とする方式である。

この方式は章名を「次のように改める」とする方式で、全部改正方式である。ただ、掲記の対象が「第〇章の章名」と「章名」という文言を補って表示するが、これは「章」と「章名」とが別の概念であることに基づくものである。改正された新たな章名を改行表示し、したがって切断効がある。

c 章名字句改正方式

章名中の字句改正による方式である。「第○章の章名中「○○」を「△△」に改める。」とする。一部改正方式である。したがって、継続効・被継続効がある。

この改正方式は、一部改正方式であるから、章名中の一部の改正に限られる。しかし、章名の全部の改正をこの方式で行う例があるが、不適切である。例えば「第 1 章の章名中「通則」を「総則」に改め、同章中第 1 条の前に次の節名を付する。」(平成15年法律128号)[ここに、「通則」は章名内容部の一部ではなく、その全部である。]

### 3 追加の意義と方式

#### (1) 追加の意義

##### ① 序

「追加」は、新たに章、節等、条、項、号等を設定する場合に用いられる。

このうち、特に「題名」「目次」「見出し」「項番号」「章名、節名等」については、「付する」と表示されるが、これを「付与」と称することとする。「付与」は「追加」のコロラリーと考える。もっとも、「付与」を独立した形式と考える立場もあるが、これによれば基本形式は5分類ということになる。

条項の追加は、条項を「新たに設定する」ことを意味する。「新たに設定する」とは、新設する場合(新設追加)と増設する場合(増設追加)とがある。既に存在するものに対して追加する場合を「増設」とし、存在しないものに対して追加する場合を「新設」と称するのである。

[増設も広い意味では新設に含まれるが、ここでは不存在に対する新たなもの設定を「新設」と称し、存在するものに対する新たな設定を「増設」と称することとする。]

条を追加すると、条の増設となり、条列中の条の後方移動が発生し、条列の拡大、拡張が招来される。条列末尾における条の追加の場合も同様で

ある。これに対して、条の削除等により条列中に生じた空隙に条を追加する場合は、その空隙を埋めることになるが、条の後方移動は発生せず、条列の拡大は招来されない（その後の条名調整によりさらに拡大、縮小が招来されることもある<sup>(3)</sup>）。

## ② 新設追加と増設追加

存在しないものに対して追加する場合を「新設追加」と、存在するものに対して追加する場合を「増設追加」と定義することから、これを条、項、号についてみれば、新設追加は、項・号が存在しない条に項・号を追加する場合であり、増設追加は、既に項・号が設けられている条に更に項・号を追加する場合である。条は既に必ず存在しているものであるから、新設ということはありません、増設追加しかないこととなる。条中の項については、いずれの追加の方式もある。条中の号については、新設追加は「各号の追加」と把握され、「各号を加える。」と表示されている。これに対して、個別号の追加は増設追加と把握することとなる。このように号については、各号追加は新設追加と、個別号の追加は増設追加と把握することができる。

章、節等の増設追加は「章、節等の追加」と扱われるが、「章名、節名等の追加」による章建て、節建て等の場合は新設追加ということになる。このように章、節等については、新設追加と増設追加との区分が章名、節名等の追加と章、節等の追加との区別に対応している。

別表については、新設追加、増設追加いずれの形態もある。なお、表・別表の項（付番項）については、項のない表・別表というものはあり得ないから、新設追加はないことになる。

なお、増設追加については、条項等が追加される位置によって、次のように分類することができる。

- ・冒頭追加 本則、附則、章節等の冒頭に条項等を追加する。

---

(3) ある条名からある条名までの連続した条の纏まりを「条列」と称することとする。

- ・ 間追加 冒頭条と末尾条との間において条項等を追加する。  
なお、間追加には、基準の次に追加するか、その前に追加するかによって、「後追加」と「前追加」の区分ができる。
- ・ 末尾追加 本則、附則、章節等の末尾に条項等を追加する。

### ③ 付与の意義

付与の対象は、題名、目次、見出し、項番号、章名等に限られている。

- ・ 題名の付与 「次の題名を付する。」とする。
- ・ 目次の付与 「題名の次に次の目次を付する。」とする。
- ・ 見出しの付与 「第〇条に見出しとして「〇〇」を付する。」とする。
- ・ 項番号の付与 「第〇条第〇項に項番号を付する。」とする。
- ・ 章名等の付与 「第〇条の次に次の章名を付する。」とする。

この方式の表記として、「付与」とし、「付加」は使用しない。付加は「付け加える」という語感が強すぎるので、やや違和感はあるが、「付与」という用語を使用することとする。

なお、「付記」という用語は別の用法で使うこととしている。本稿では、形骸削除章の表記において形骸削除所属条名を改行表示する場合に使用する。例えば、「第〇章 削除」、改行表示「第〇条から第△条まで 削除」と表示するときに、形骸削除章に所属条名を「付記する」というように使用する。なお、例外的に「罰則の付記」と云う場合がある（道路交通法）が、例外、異質の用語である。

付与の場合は、基準となる条項を明示するとともに、追加する対象を明記するものである。したがって、不可算の場合の「次に加える」方式と類似するが、追加する対象を明記する点で異なる。例えば、章名については「第〇条の次に次の章名を付する」とする。

付与は、改正文言として「付する」と表示するだけで、方式としては追加に含まれるので、通例は追加と表現することとする。例えば、「章名の付与」は「章名の追加」と表現するのを通例とする。

#### ④ 枝番号の条等の追加

枝番号条は、本来の条列に対して支線的である。追加的に設定することは自由に行い得る。連続する複数の枝番号条は、新たな条列を形成する。本来の条列を「本線条列」と、枝番号条による条列を「枝番号条列」と称することとする。

### (2) 追加の方式

追加の方式としては、「次に加える」改正と直接追加とがある。

#### ① 「次に加える」改正方式

「第〇条の次に次の×条〔条数〕を加える」と表示するのが典型的な方式である。追加する条項の基準となる条項名を掲記し、追加する条項数を明示するという方式をとる。改正規定を切断し、その条項を改行表示する。

追加する条項の基準となる条項名を掲記するのであるから、（直接追加方式に対する関係においては）基準設定追加と称することができる。

追加する条項数を明示するのであるから、「次に加える」改正方式は加算的な事項の追加の場合にとられる。これに対して、不加算的な事項の追加は、追加する条項数を明示することができないから、「第〇条の次に次のように加える」と表示する。

なお、「次に加える改正」方式のバリエーションとして、条列の冒頭に追加する場合は「第1条として次の1条を加える」とすることがある。この方式は、意味の点では「第〇条の次に」が「第1条として」に変わっただけであるが、方式としては直接追加方式であると把握すべきである。

#### ② 直接追加方式

例えば、項は条に直接追加することができる。「第〇条に次の×項〔項数〕を加える」と表示するのが、典型的な方式である。

この方式は、基準となる項番号を明示しないから、条中の何処に設置するか判然としない。そこで、末尾項の次に追加する（増設追加）か、項建

てを採っていない条に項を追加する（新設追加）場合に限って設置箇所を明示はしなくとも特定させることができるようにするのである。このように、あるものをそのものの末尾に追加する場合や、下位のを新規に追加する場合には、設置箇所を指し示す基準を表示する必要がないので、そのものに直接追加することができることとなる。

直接追加ができる場合は、概ね次のとおりである。

- ・ただし書きの条・項直接追加 「第〇条に次のただし書を加える」
- ・後段の条・項直接追加 「第〇条に後段として次のように加える」

ただし書きの直接追加方式における「次の」は、方式上の文言ではなく、語調上の表示である。問題は、後段追加の場合との表示上の相違である。「次の〇〇を加える」（ただし書きの直接追加方式）と「〇〇として次のように加える」（後段の直接追加方式）との実質的な差異があるわけでもなく、慣行的な表示上の相違と理解すべきであろう。

- ・各号の条・項直接追加
- ・個別号の条・項〔各号〕直接追加

各号の末尾に個別号を追加する場合と各号の冒頭に第 1 号として直接追加する場合とがある。これらの場合、「各号に加える」とするのではなく、条・項に追加するとする。「各号に加える」としないのは、各号は個別号の全体を便宜指し示すための用語であって、項号のような条の構造、領域を表す概念ではないからである。要するに、個別号の各号への直接追加は、冒頭号であれ、末尾号であれ、条項に直接追加すると観念する。

- ・条中項の条直接追加

冒頭項の条直接追加の場合を含む。

- ・見出しの条直接追加 「第〇条に見出しとして「(〇〇)」を付する」
- ・表中項の表・別表直接追加

付番項、無番項の表・別表末尾追加の場合である。なお、付番項であっても「一の項として」とする冒頭追加の方式は採られていないよ

うである。

- ・表の条・項直接追加

- ・条の章直接追加

条の章直接追加においては、章末尾条の追加であることが前提となっているため、境界所属指定は問題にならない（章番号を掲記するので、掲記章番号が境界所属指定の機能を果たしているとも言い得るであろう。）。

- ・条の本則直接追加

条の本則直接追加は本則末尾条の追加である。なお、冒頭条の本則直接追加もこの方式に含まれるが、冒頭条追加の場合は、「本則に」といった設置すべき上位領域を明記しない。「第1条として」と表示すれば本則に直接追加すべきことは明らかであるからである。

- ・条の附則直接追加

- ・条の法令直接追加

法令に直接追加する場合は、通し条名制の末尾条の追加又は「第1条として」の表示を伴う冒頭条の追加の場合である。

- ・節の章直接追加

- ・法令項の本則直接追加

- ・法令項の附則直接追加

### ③ 章、節等構造の下での条の追加と章所属の関係

条の追加、特に後追加、前追加について、追加される条は基準となる条と同じ章、節等内に在ることを所与の前提とする。これを「条の追加における同一章内所属原則」と称する。追加された条が、次章又は前章に所属するということになると、条の「章名飛越移動禁止原則」に抵触するからである。

章名を跨いで追加する場合は、「条の付直し」とか「章名の付直し」といった手立てを取らなくてはならない。章名を跨いで追加する場合、そもそも基準となる条（基準条）の選定の問題もある。次章冒頭追加であるな

ら、次章の既存冒頭条を基準にして前追加をすべきであるし、前章末尾追加であるなら、前章の既存末尾条を基準にして後追加をすべきである。

条の追加における同一章内所属原則は、項（条中項）について同一条内に、号について同一条項内の同一各号内に、節について同一章内に在ることにおいても、同様に妥当する。項の条外追加とか条外移動は想定することができない。号については、条項の各号内での追加、移動しか考えられない。

#### ④ 単純追加と移動先追加

追加は、移動させて追加するという場合がある。これには、単純追加と移動先追加<sup>(4)</sup>の2つの類型がある。

##### (i) 単純追加

「次に加える」方式による追加（基準設定追加〔増設追加のうち間追加の場合である〕）を、「移動先追加」との対比において捉える場合に、これを「単純追加」方式と称することとする。

例えば、「第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。」として、(新)第6条の条文を改行表示する。この場合は、「第6条を第7条とし」は第6条のスペースを設けるための前提となる条移動であって、「第5条の次に次の1条を加える」とは直接の関連性を持たない。枝番号条による追加の場合は、そのような条移動も必要ではない。「第5条の次に次の2条を加える。」とし、第5条の2と第5条の3の条文を改行表示する。

##### (ii) 移動先追加

移動先のスペース（さらに追加される条項のスペースも）は別途確保されているとして、移動先において移動された条を基準にして新たな条を追加する場合がある。このような改正方式を「移動先追加」方式と称することとする。

例えば、「第6条を第7条とし、同条（＝第7条）の次に次の1条を加え

---

(4) 単純追加と移動先追加については、既に詳しく論じたことがある。拙稿「立法技術に関する研究Ⅰ」（本誌54巻1・2号）130頁以下参照。



る。」として、(新)第8条の条文を改行表示する。この場合は、追加される条の条名(第8条)が移動する条の条名(第6条)と関係するのではなく、移動後の条の条名(第7条)と関連する。

改め文は法令の現行規定に対して改めるという「現行規定改正原則」がある。移動先追加方式は、移動された条を基準にして移動先において新たな条を追加するのであるから、現行規定を基準にして追加するのではなく、改正された規定を基準にして追加していることになるので、現行規定改正原則に反する方式であることになる。しかし、この移動先追加方式は改正法令において頻出している。

追加される条の条名は、移動する条の条名とは何らの関連性を有するものではないが、追加される条の条名と移動後の条の条名とは、「同条の次に加える」という改正規定の文言によって間接的に関連付けられているとすることができるから、移動後の条の条名との関連性は辛うじて確保されていると考えることができる。そうして、移動した後の条の条名の次に条を追加する(その条名は改行表示される)表示と、現行の条の条名と移動した後の条の条名との移動関係を表す表示とが一体となっているので、移動先追加方式は、実質的には、現行規定に対する単純追加方式と同視することができると思われるものである。

WBは、この「移動先追加型」について説明をしていない。もともと、WB(全訂版)は、この問題について、真正面からではないが、一応の説明を加えていた(WB(全訂版)158Ⅲ(350頁))。

移動先追加には、移動先後追加と移動先前追加とがある。

#### ⑤ 章建て構造下での条の移動先追加についての章所属関係

章建て構造下での条の移動先追加についての章所属関係についても、章、節等の境界における条の追加と同じ問題が生ずる。この場合は「第〇章中第〇条を第△条とし、同条の次に次の1条を加える。」とする。

移動先追加は移動と追加の複合的な形態であるので、移動については「条の移動における同一章内暫定所属原則」(次項⑥参照)が働き、追加に

については「条の追加における同一章内所属原則」が働く。したがって、章、節等の境界における条の移動先追加については、移動元の移動基準条に「境界所属指定文言」を掛け、その章所属関係は暫定的なものとして扱うこととなる。追加の部分については、暫定的に章内移動したと想定される被移動条と同一の章所属であることとなる（その限りで追加について独自に章所属関係を問題にする余地はない）。

したがって、移動先追加の場合における境界所属指定文言は移動基準条に掛けなければならないことになる。追加基準条にこれを掛けている例も見受けられるが、章所属関係について結果を先取りする誤りをおかしているのである。「第〇条を第△条とし、第〇章中同条の次に次の 1 条を加える。」とするのは誤りである。

#### ⑥ 章、節等の境界における条の追加

追加される条の位置が前又は後の章、節等との境界にある場合には、追加される条が所属する章、節等を明らかにするため、「第〇章中」という限定を付けることとしている。「境界所属指定」である。<sup>(5)</sup>

章、節等の末尾に追加する場合、「第〇章中第△条の次に次の×条を加える。」とする。この場合、追加される「×条(条数)」は、基準条たる「第△条」の属する「第〇章」内に在り（条の追加における同一章内所属原則）、「第△条」の「次に」追加されるのであるから、追加される条はその章、節等の末尾に来ることが明らかになる。

章、節等の冒頭に追加する場合、「第〇章中第△条の前に次の×条を加える。」とする。この場合、追加される「×条(条数)」は、基準条たる「第△条」の属する「第〇章」内に在り（条の追加における同一章内所属原則）、「第△条」の「前に」追加されるのであるから、追加される条はその章、節等の冒頭に来ることが明らかになる。

境界所属指定のかかり方について、条の追加における同一章内所属原則

---

(5) 境界所属指定については、既に詳しく論じたことがある。拙稿「立法技術に関する研究 I」（本誌54巻1・2号）119頁以下参照。

によって根拠付けることができるが、さらに次のように説明することもできよう。

「第○章中」という所属指定文言は、「第△条」にも、追加される「次の×条」の各条にも掛かると考えられる。境界所属指定文言の直接の限定を受ける「第○条」は当然にその「第○章」に所属するが、追加された条もその「第○章」に属することが明らかになる。すなわち、いずれも「第○章」に属することになる。

なお、章、節等の境界における条の移動については、少し事情が異なる。条移動の場合、章、節等中の移動が通例ではあるが、章、節等を跨いで移動することもあり得る。もっとも、条移動は章、節等の変動に先立って行われるため、章、節等所属の決定は、移動後に判明する。したがって、章外移動に伴う手立て（章名の付直し等）も条移動の後になって判明することになる。章構造の下での条の移動に係る章所属の関係については、暫定的な章内移動がまずあり、次いで章、節等構造の変動に伴い最終的に章所属関係が確定することになる。これを「条の移動における同一章内暫定所属原則」と称することとする。すなわち、条移動については、条追加の場合におけるような「同一章内所属原則」は定立することができず、「同一章内暫定所属原則」に止まるのである。

## 4 削除の意義と方式

### (1) 削除の意義

#### ① 序

削除は条（条名・見出し・条文）そのものの消滅を招来する。したがって、削除によって（観念的であっても）空白部分が発生する。連続条名制の要請から、その空白を放置することはできない。追加や移動によって、そこを埋めてやらなければならない。

削除による条の消滅は、観念的なものであって、埋めを前提とした消滅、つまり不完全消滅である。しかし、条列末尾では完全消滅となり、条

列の縮減が生ずる。条列末尾における削除、及び、条列末尾における条の前方移動は、条の完全消滅、条列の縮減を招来する。

「削除」に関し、改め文において「削除」は、形骸を残して削除する場合に使用され、それ以外の場合は、この用法との混同を避けるために、「削る」を使用することとされている（通説、例えば WB231）。それ故に、「削除」は一般的な用語として使用されず、「削る」ことを意味する用語として例えば「廃止」といった言葉が使用されている。

しかし、「条の廃止」「章の廃止」といった表現は違和感がある。そこで、本稿では、「削除」は、「改正」の語と同様に、一般的な用語として（したがって「削る」の意味をも表すものとして）使用することとする。「削除」という文言を形骸として残す場合は、「形骸削除」と称することとする。したがって、「廃止」という語は、「法令の廃止」と言う場合に限定することになる（「廃止」も、章中の節区分の設定、廃止というような一般的な用語として使用することはある。）。

## ② 枝番号条等の削除

枝番号条は、本来の条列に対して支線的で、追加的に設定することは自由に行い得るのに対し、枝番号条列が形成されていない限り、削除により消滅し、埋めは必要ない。もっとも枝番号条列中では削除によって空白が発生するので、埋めが必要になる。さらに、枝番号条は移動に伴っても完全に消滅する。また、枝番号条列が形成されていない限り、枝番号条の形骸削除は、残しておく価値はないから、原則として削除することとしている。

## ③ 形骸削除

### (i) 条等の形骸削除

形骸削除は、章、節等、条・号を全部改正して、例えば「第〇条 削除」と表示するものであって、ある条・号等を消去し去るという「削る」の意味は皆無である。それにもかかわらず、これに「削除」という一般的な用語を充てているため、歪な用語法が現在でも残存しているのである。

なお、「項」について形骸削除は存在しないという命題は、後述するように不適切であると考える。

(ii) 章、節等の形骸削除

章、節等についても、章、節等を全部改正して「削除」に改めることができる（章、節等の「形骸削除」）。しかし、章、節等については、章名、節名等（の内容部）の字句を「削除」という字句に改める方式が可能である（章名の削除文言への字句改正）が、このような方式によって招来される形骸削除類似の形態も、完成形においては本来の形骸削除と変わるところはない。したがって、「第〇章 削除」（「第〇条から第△条まで 削除」という所属条の範囲の付記が改行表示される。）の形態は、章、節等の全部改正による場合であれ、章名、節名等の字句の「削除」への字句改正による場合であれ、形骸削除章・形骸削除節等として扱うことができる。

形骸削除章、すなわち「第〇章 削除」の形態を取った場合、そこには「削除」という形骸が存在・残存しているので、これが実体章の全部改正によろうが、章名の「削除」への字句改正によろうが、そこに招来されるのは形骸として残存している「削除」なる文言である。そのような形骸削除という形態を招来させる形式が全部改正によるのか章名改正によるのかの相違に過ぎない。ただ、この改正の方式の相違による特質と制限は受けるのである（全部改正による章の形骸削除では章の形骸化、章名改正による形骸削除では所属条の存在）。

なお、全部改正による場合は、形骸削除をより直接的に招来することができるので、こちらを単に「形骸削除方式」と称し、章名改正による場合は「章名削除改正方式」と称することとする。章の削除を章の形骸削除との対比において指し示す場合には、これを「章の単純削除」と、章名の削除を章名削除改正との対比において指し示す場合には、これを「章名の単純削除」と称することとする。

## (2) 削除の方式

削除は、直接削除方式をとる。

### 5 移動の意義と方式

#### (1) 移動の意義

##### ① 移動の意義

条項等を移動させる場合、飛越移動禁止の原則により、空隙（スペース）を設けて、そこに順送りに、条名を変更するという方法によって、移動させる。順送りの、そして、これを条名変更という方法によって移動させる。条列末尾における条の（追加による）後方移動は、条の増設となり、条列の拡大、拡張を招来し、反対に、条列末尾における条の（削除による）前方移動は、条の消滅となり、条列の縮減を招来する。

この場合、条の移動といっても、その現実的な設置場所の移動、すなわち条を直接他所に移す「移転」ということではなく、単なる条名の変更にすぎない。移動はこのように観念的なもの（移動の観念性）で、現実的移動というものでない。

なお、章については、章の移動とは章番号の変更にすぎない。

##### ② 移動と移転

設置箇所の変更が実際に必要となる場合、すなわち、現実的な「移転」をすべき場合は、移動のかかる観念性の故に、「移動」では対応がとれないことになる。したがって、現実的な設置箇所の変更が必要となる場合には、一旦削除して、設置すべき箇所に設置し直す、つまり追加するという手法を取らざるを得ないことになる。「削除して・追加する」という手法、つまり「付直し」という手法である。このように付直しは、「一旦削除して、改めて設定する」という 2 度手間の方式である。

このような状況は、条項の単なる移動では生じない。しかし、章名等が

あるときは、それが障害となって、条は章名等を飛び越して移動することができない。条の「章名飛越移動禁止原則」である。その場合には「条の付直し」を行わなければならない。

条中の項は、条独立原則によって条の外に出ていくことはできない。すなわち、項は条間移動ができない。項の条飛出しの禁止である。これを項の「条飛越禁止原則」と称することとする。項は条飛越禁止原則によって条間では移動できず、条間の移転を行う場合は項の付直しによることとなる。

しかし、このような状況は、見出しや章名については頻繁に発生する。そして、そのような手法は「見出しの付直し」「章名の付直し」と称することができる。

### ③ 条等の付直し

#### (i) 条の付直し

条については、移動の観念そのものがそもそも観念的ではあるが、章名等の障害物がない限り、一定の制約（飛越移動の禁止等）の下で移動することができる。ここに障害物とは、章名、節名等の存在である。すなわち、条の「章名飛越移動禁止原則」である。

問題は、条を章名を越えて移動させる場合である。例えば、前章の所属条（末尾条）を無制約に次章の所属条とするような方式は考えられていない。

そのような場合には、1つの方法として、前章末尾条を削除して、次章冒頭に条を追加するという方法がある。これが「条の付直し」である。もう1つの方法としては、条は動かさず、章名を前章末尾条の前に移転させてやればよいが、この方法も直接行い得る方式はない。この場合は、次章の章名を削除して、新章名を前章末尾条の前に設置すればよいことになる。これが「章名の付直し」である。問題は、この2つの方式の相違は何かと、どのような場合にどちらの方式をとるのかということになるが、<sup>(6)</sup>どちらも等しく可能である<sup>(6)</sup>と考える。

## (ii) 章名の付直し

章名改正（章名内容部の変更）にせよ、章移動（章番号の変更）にせよ、章名自体の現実的な移動、すなわち移転はできない。したがって、そこで一旦削除して、置くべき所で再び設定するという「章名の付直し」を行うことになる。

章の移動は、章中の所属条まで移動させるものではない（章移動は、所属条の条中改正及び条間移動を済ませてから行う。すなわち、所属条の字句改正等と移動は章移動に先立って別途行われなければならない）。章移動は、実質的には「章名移動」にすぎず、厳密には章番号の改正、変更にすぎない。しかし、「章名移動」という範疇は存在しない。これに対して、章名内容部の変更は「章名改正」である。このように章移動は、実際には章名中の章番号の変更を指し示しているにすぎない。したがって、章番号の変更を超えて、章名を現実的に移転させるためには、章名の付直しが必要となる。

## (iii) 見出しの付直し

見出しについては、A条の見出しをB条の見出しに移転させるという意味での移動は考えられていない。しかし、共通見出しの特殊な存在理由による付け替えとか、共通見出しと従属条の個別見出しとの間での付け替えをする必要はある。そのような必要性に応じるために、見出しを削除し、

(6) 引き続き2条を前後させる、引き続き2章を前後させるという設例もあろう。

引き続き2条についてA章B条（前章末尾）をC章D条（次章冒頭）に移動させる場合に、どうするかである。特に、前章末尾条（B条）が形骸削除条のとき、次章に冒頭条を追加する場合についてである。

(i) 前章末尾条は形骸削除条なのでそのまま触らずに、単に次章に冒頭条を追加する（繰下げ又は枝番条による）。

(ii) 形骸削除たる前章末尾条を、次章冒頭条の内容に実体条化して、章名を前章末尾条の前に付け直す（削除して付与する）。

(iii)（章名は触らずに）前章末尾条を次章冒頭に移動させられないかである。やはり形骸削除たる前章末尾条を直接削除し、次章冒頭に実体条を追加するという方法を採らざるをえないであろう。



別の条に見出しを追加するという方法、すなわち「見出しの付直し」を採ることとしている。見出しの付直しは、従来から一般的な技法として認め<sup>(7)</sup>られてきている。

A条見出しをB条見出しに移動させることは、そのための改正規定を用意するとともに、B条見出しをまず削除しなければならない（空白の確保）し、他方、移動後のA条に見出しを付さなくてはならない。このような作業は、条単位原則からも、また、A条見出しを「変更」し、B条見出しを「変更」すれば足りる以上、改め文の形式的、能率的な性質からも、適切なものではない。

見出しの移動を行った例がある。「第11条を次のように改め、同条の前の見出しを第12条の見出しとする。〔改行表示〕第11条 削除」（昭和42年法律120号）

これは恐らく唯一の例であろう。なお、この例は、全部改正の切断効の点でも不適切である。

〔見出しの性質について補足〕

見出しについて、現在では「見出し必置制」が採られており、罰則に関する章における所属条の場合、共通見出し従属条の場合、1条のみから成る章所属条、節所属条等の場合を除き、個別見出しの不存在はありえない。見出しを設置する、又は設置しないとしても、個別に区々に付けたり、付けなかったりすることはできない。もっとも、地方自治法の例外がある。これは、地方自治法の改正に際し、同法の一部に見出しを付することとしたものであるが、改正対象となった同法中の編・章単位で見出しを付与したものである（第2編第9章～第13章、第3編第2章・第3章（第1章

---

(7) 「共通見出しの付け直し」という用語は使用されている（山本『実務立法技術』255頁）が、これは共通見出しに限らず個別見出しも含めた見出し一般に妥当する問題である。本稿では、両者を含めて「見出しの付直し」と称することとする。見出しにせよ、章名にせよ、付直しという手法は、現実的な移し替えが取れないという「移動」概念の観念性による「移動」概念の限界に起因するものであるとの認識に基づかなければならない。

は形骸削除章のため不明)、第 4 編の各所属条に見出しが付与されている。)

(iv) 題名、目次の移動と付直し

題名、目次は、そもそも移動の観念になじまない。しかし、かつての古い形式の目次や、配字の異なる形態の題名を現在の形式に変更する場合に発生する。

かつて(戦後直ぐの時期、戦前もか)、「〇〇法目次」という目次が先行し、次いで第 1 字目から表記する題名が置かれる例(これを「目次・題名旧形式」と称することとする。)があった。また、「〇〇法目次」という目次が題名(配字は 3 字空け)の次に置かれる例があったし、題名を第 1 字目から表記する例(目次なし)があった。これらの形式は現在の形式に変更されてきたが、その際、題名や目次の設置場所を現実的に移動(移転)させる必要が生じた。また、「〇〇法目次」の表示を題名の次に単に「目次」と変更する必要が生じた。

a 目次・題名旧形式

「〇〇法目次」(第 1 字目から表記する)という目次が先行し、次いで第 1 字目から表記する題名が置かれる「目次・題名旧形式」については、まず、目次と題名を削除し、次いで題名を追加(付与)し、次いで目次を追加(付与)することになろう。

「目次及び題名を削る。」

「次の題名を付する。」

「題名の次に次の目次を付する。」

これらの改正規定によって、題名の付直し、目次の付直し及び目次と題名の順序の入替えが達成されている。なお、旧方式では、題名は目次の次に置かれているから、題名の独立性の要請は弱くなり、「目次及び題名」と結ぶことは問題ないものとなろう。しかし、その後の追加について、「次の題名及び目次を付する。」とするのは、題名の独立性に反し不適切である。題名の追加、目次の追加は、別々の改正規定を設けるべきである。

なお、削除する目次を「〇〇法目次」という必要はないとされている。

## b 「〇〇法目次」という目次が題名の次に置かれる場合

この場合は、その目次を削除し、新たに目次を設定することになる。

「目次を削り、題名の次に次の目次を付する。」

この改正規定によって、「〇〇法目次」が普通の「目次」に付け直されることになる。

## c 題名を第1字目から表記する例（目次なし）の場合

この場合は、まず題名を削り、次いで題名を付することとなる。

「題名を削り、次の題名を付する。」

この改正規定によって、題名を付け直し、配字の異なる題名に変更しているのである。

問題は、これらの変更が題名や目次の全部改正によって達成することができないかである。すなわち、全部改正の機能の範囲・限界の問題である。条項であれ、章、節等であれ、題名、目次であれ、これらの全部改正は、改正前の文言等を全体として新たな文言等に書き換える又は置き換える機能を有しているが、その作用は書換えの形式にまでには及ばないと考える。したがって、全部改正はその内容についての改正であって、形式に係る変更には及ばない。全部改正には、法令の構成部分の順序を変更したり、配字を変更する機能は有していないということになる。なお、法令の全部改正は条項等の全部改正とは意義が異なり、この問題は生じない。

## (2) 移動の方式

移動は直接方式をとる。その表記は、一般的には「とする」と表示し、「第〇条から第△条まで×条ずつ」と連続移動に特有の表示をするときに限り、「繰り上げる」「繰り下げる」を使用する。移動について、例えば「移す」といった専属の用語を用いておらず、しかも「とする」は一般的な法令用語としても用いられている（WB324 I・IV参照）ので、注意が必要となる。

### Ⅲ 法令改正の諸方式

#### 1 序

法令中の条項等を改正する方式としては、いくつかの方式がある。条項の改正に則して言えば、次のようになる。

まず、「字句改正方式」という方式がある。この方式は、条項中の字句を引用して、これを「改める」「加える」「削る」の改正をする方式である。条項等の一部改正を行う場合に用いられている。

次に、「次のように改める改正方式」という方式がある。この方式は、条項を改正して、改正された条項等を次の行に改行表示するもので、条項等の全部改正を行う場合に用いられている。

さらに、「次に加える改正方式」という方式がある。この改正方式は、条項等の追加を行う場合に採られる改正方式であって、新たに加えるべき条数を明示し、追加された条を次の行に改行表示するものである。

改正対象となる条項等を直接掲記する「直接方式」という方式がある。条を章に直接追加する場合や条項、そのただし書、後段等を「削除」する(削る)場合には、条項名等を掲記して直接に追加し、削除する方式をとっている。

#### 2 改正方式の種類

##### (1) 字句改正方式

「第○条中「○○」を「△△」に改める。」が字句改正方式の基本的な表示である。

字句改正方式は次のような特色がある。

(i) 「第○条中」と「中」を付して、その条(掲記条)における字句の改正を行うことを明示する(「中」表示方式)。なお、「第○条中」と表記する

字句改正方式において、項・号の移動、削除等の簡略表示が認められる（簡略移動表示）。

(ii) 字句改正の改正規定は、その後に来る条の単純な削除、移動等の改正規定に対して継続効を有する。

(iii) 字句改正のある条は、条単位原則、条独立原則により、改正規定として独立的である。字句改正のある条は削除、移動だけの条には続くが、続けられてきた条の改正は字句改正のある条の前で切断される。また、字句改正をし、移動させる場合は、まず字句改正を行った後に移動を行う。

## (2) 次のように改める改正方式

「第〇条を次のように改める。」が基本的な表示である。

「次のように改める」、すなわちその全部を改正する方式であるが、改正する対象として「第〇条」を掲記する。このように改正対象を直接掲記するから、直接方式の一種である（もっとも、次のように改める改正方式は、直接方式ではあるが別異の特徴を顕著に有するので、独自の方式として把握することも可能である。）。「次のように改める」のであるから、必然的に改行表示を伴う（改行表示方式）。

「次のように改める」改め方として、この対象（ここでは「第〇条」の1個条だけ）が複数の条に分割されることはない。すなわち、「次のように改める改正方式」においては、対象となる条項等は指し示すが、これを分割、併合する機能は無く、改める条数と改められる条数とは一致しなければならない。

## (3) 次に加える改正方式

「第〇条の次に次の×条〔条数〕を加える。」が基本的な表示である。

「次に加える改正方式」においては、追加すべき条の位置の基準となる条項を示す（「第〇条の次に」「第〇条の前に」とともに、追加されるべき条数を明示する。追加の基準となる条項名を明示するので、「基準追加方

式」と称することもできる。

追加する条数を明示することから、「次のように改める改正方式」のように改める条数と改められる条数との一致が問題になることはない。「次の×条〔条数〕を加える」のであるから、必然的にその条数分の追加された条の改行表示を伴う（改行表示方式）。

この方式は、「付する」と表示される「付与」の場合にも用いられる。「付与」は「追加」の下位概念であるとする本稿の立場からは、改正方式が類似するのは当然である。条項について付与は存在しないので、章名・節名の付与の場合を見てみる。

「第〇条の次に次の章名を付する。」とする。

この場合、追加すべき条の位置の基準となる条項を示す（「第〇条の次に」「第〇条の前に」）点では条追加の場合と変わらないが、追加されるべき条数ではなく、対象を明示する。

「次に加える改正方式」の変則として、「第〇条の次に次のように加える」とする場合がある。これは、不可算のものについて採られている（このような追加を「不可算追加」と称することとする。）。例えば、号の細分であるイ、ロ、ハの場合である。

「次に加える改正方式」のもう一つの変則として、「として加える改正方式」というものがある。「第 1 条として次の 1 条を加える。」とする場合である。

この方式は、冒頭条を追加する場合だけに用いられるが、次に加える改正方式の「第〇条の次に（前に）」に代えて、「として」を表記し、追加される冒頭条を掲記するものである。この場合、掲記条名を明示する「第 1 条として」の文言は、追加される条の位置を指し示すとともに、追加される条数を指し示している（これが「第 1 条」だけならば、追加される条数も 1 条だけである）。したがって、「として加える改正方式」は、本則冒頭に冒頭条を直接追加することに他ならず、直接方式の一種である（もっとも「として加える改正方式」は、直接掲記方式とは別異の特徴を有するので、直接

掲記方式としてではなく、「次に加える改正方式」の変則として位置付けることとする。).

なお、この方式は冒頭に連続して複数条を追加する場合にも用いられるが、この場合は、追加される条数のみならず、追加される条の位置の指示において、その範囲も併せ示すこととしている。「第1条から第4条までとして次の4条を加える。」となる。

かつては、この改正方式は、冒頭条だけではなく、一般的に用いられていたようである。例えば、「第2章中第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、同章に第7条として次の1条を加える。」(昭和30年法律46号)とする例である(この改正規定は『法制執務提要(第2次改訂版)』173頁が引用している。).

しかし、この方式はその後放棄されたようである。その理由として、第1に、条の追加の場合、追加される条を置く位置の指定が最も重要であるが、繰下げ対象になった条の条名を摘示して位置指定とすることは明解さを欠くことになる。冒頭条であれば、そのような揺らぎは生じない。第2に、章の途中において条を章に直接追加することも変則的である。条の章直接追加は章末尾条であるべきである。第3に、「次に加える改正方式」によって、冒頭条以外での条追加は適切に対応することができる。本例は、現在であれば「第2章中第7条を第8条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。」と表示すべきこととなるであろう(なお、「第2章中」は境界所属指定の問題であって、別段問題はない。).

「として」の限定は、見出しを追加(付与)する場合と後段を追加する場合にも用いられている。

(i)「第〇条に見出しとして「(〇〇)」を付する。」

この場合、「として」の文言は見出しという対象を指し示す意味を有するだけである。したがって、この方式は見出しの条直接追加である。見出しの条直接追加においては、改行表示すべき表示(「次のように」といった

表現)はないので、切断効は問題にならない。その条の字句改正等の改正に継続し得るのである。

この見出しの条直接追加の方式においては、改正内容「(〇〇)」が改正規定そのものの中に取り込まれている。これは、見出しは短小なのが通例であるので、改正内容を改行表示させるまでもなく、便宜改正規定に取り込んだものであろう。

(ii)「第〇条に後段として次のように加える。」

後段を追加する場合、「として」の文言自体は後段という対象を指し示す意味を有するだけであるが、「次のように加える」とする追加の文言により、改行表示を伴い、切断効を生じる。したがって、この方式は後段の条項直接追加である。

この方式は、直接追加であること、「として」という文言を使用していること、改行表示を伴い、切断効があることでは、冒頭条等を追加する「として加える改正方式」と同様であるので、「として加える改正方式」と同様に、「次に加える改正方式」の変則であると理解すべきであろう。

問題は、ただし書の条項直接追加の方式である「第〇条に次のただし書を加える。」との相違である。この表記が何故に「第〇条にただし書として次のように加える。」とならなかったのか、逆に何故に「第〇条に次の後段を加える。」とならなかったのかである。この相違の理由は判然としないが、おそらくただし書と後段の特定性の強弱の相違によるものであろう。ただし書は、「ただし、」に始まり、本文との対比においても特定性が相当に明らかであるのに対し、後段は、文言上の徴表は存在せず、特定性はかなり薄弱である。特定性の強いただし書については、対象として明確に捉え、「次のただし書」と表示することとしたのに対し、特定性の弱い後段については、単に不可算追加の方式を踏襲したに過ぎないと考える。

#### (4) 直接掲記方式

対象を直接に掲記する方式を「直接掲記方式」、簡略に「直接方式」と



称することとする。ただし、「次のように改める」（全部改正）も直接方式の一種であるが、これは特別の種類として別括りにすることとする。

(i) 直接追加

追加される対象を直接掲記する形式を採る。

(ii) 削除

条、項、号、ただし書、後段を削除する場合には、直接これらを「削る」とする方式をとる（WB235）。

(iii) 移動

移動は対象たる条項等を直接掲記する。なお、ある条中において、項、号を削除するとともに、他の項、号の移動も併せて行う場合には、「第〇条中」とすることができる。これを「簡略移動表示」と称することとする（簡略移動表示による例外である。）。簡略移動表示には、概ね次のような場合がある。

- ・条中の項、号
- ・章中の節等
- ・附則中の条
- ・附則中の法令項
- ・別表中の備考

### 3 改正方式の効果

改正規定の内容である条項等の繋がりについて、切断、継続、接続の3つの関係が生ずる。これに応じて、改正方式の効果として切断効、継続効、接続効の3つの効果が発生する。

① 切断、切断効

「次のように改める改正方式」及び「次に加える改正方式」は、改行表示を伴い、改正規定を継続させなくする。これを「切断」と称し、そのような効果を「切断効」と称することとする。改正規定は「次のように改める」とか「次に加える」とかの表示によって必然的に改行表示を伴うこと

になり、その結果、改正規定は切断されるのである。切断効は、改行表示を招来する表示によってもたらされる効果である。したがって、改行表示をする改正方式は、そこで切断しなければならない。

問題は、「次のように改める」改正（全部改正）をして、その条項等を移動させる場合である。条を全部改正して移動させることはできないとされている。これに対して、条中項を全部改正して、その条を移動させるのは、切断させているのであれば問題ないが、繋げて行っている例もある。これは不適切である。

### ② 継続、継続効

改正規定のうち、条単位原則・条独立原則を離れて、次の条の改正規定に繋がることがある。これを「継続」と称し、そのような効果を「継続効」と称することとする。

削除（「削る」）、移動（「（～と）する」「繰り上げる」「繰り下げる」）は、継続効がある。

字句改正方式は、条の単純な削除、移動の改正規定に繋がる。逆に、字句改正のある条自体は、〔条単位原則により〕前の改正規定に繋がらない。これに対して、条中の項は、字句改正があっても、前の項の改正に繋がる。

このように継続効によって改正規定が継続していくことを「継続改正」と称することとする。これに対して、連続した複数の条項を纏めて改正することを「連続改正」と称することとする。

### ③ 接続、接続効

改正規定文言が同一であることによって、異種の改正規定を繋げていけることを「接続」と称し、このように改正規定を接続する効果を「接続効」と称することとする。接続は異種の改正規定を結合させるものなので、「継続」のように一般的な効果として析出しにくい、「接続効」の観念を定立する意義はあるであろう。そのように改正することを「接続改正」と称することとする。

## Ⅳ 改正規定の構造と特質

### 1 条、項、号の構造と特質

条、項、号は、冒頭の条名・項番号・号名（第1条、第1項、第1号）から始まり、順を追って、間断なく連続して末尾の条名・項番号・号名に至るといふ構造を採る。間断なくといふ点で「連続制」と、冒頭を第1として順を追っていくといふ点で「昇順制」と、これらを併せて「連続昇順制」と称することとする。

#### (1) 条、項、号の構造

##### ① 条

項・号は、当該条中で項建て・号建てを採る場合に限られるのに対し、条は法令の基本的構造として基本的な要素をなす。

条は、2つ以上の事項・項目について用い、1つの事項・項目については用いない。1つの事項・項目から成る法令は、その事項を条とするのではなく、項とすることとしている。（項だけから成る法令の項を「法令項」と称することとする。法令項は1つの項だけから成る場合もあれば、2つ以上の項から成る場合もある。）すなわち、1条から成る法令は存在しないが、1項から成る法令（すなわち、1項建て法令）というものは存在する。

##### ② 項

項は条ごとに、冒頭の項番号（第1項）から始まり、順を追って、間断なく連続して末尾の項番号に至るといふ構造を採るとともに、末尾の項は条の最後を形成する。すなわち、項の全部は条を構成する。項は条ごとの存在であるから、他の条に繋がることなく、その条内で、条と一致して、条を完結させる。すなわち、項は条ごとに完結し、項番号は条ごとに新たに第1項から始まるが、このことを「項番号の改番」と称し、「項番号改

番制」と称することとする。このように項（の全部）は、条の範囲と一致して、条内で連続昇順制の項番号をとり、また、項番号改番制を採る。したがって、項の特定には、必ず条名を冠記しなければならない。

法令項については、1 項だけからなる法令は存在する。

なお、項については、項番号の存否及びその表記の有無により、付番項、無番項、非番項に区分することができる。また、項の置かれている法令構造との関連において、条中項、法令項、表中項に区分することができる。これらの分類による項の構造と性質については立ち入った考察を必要とするので、後に「3 項の分類と構造」において詳しく論ずることとする。

### ③ 号

号は、条項内で独立した一部分を形成し、条項の号設置根拠文言のある部分（各号列記以外の部分）によって設置される。したがって、号の全部（各号）は条項の一部に過ぎない。号の特定は、条項名の冠記が無ければならない。但し、ただし書に根拠文言が置かれている場合であっても、ただし書まで掲記する必要はないとされている。

1 号だけから成る号建てというものは想定することができない。号建ては、2 号以上の号数でなければならない。

## (2) 条の特質

### ① 条単位原則

条等の改正においては個別に改正するのが原則である。特に条については、法令の基本的な構造部分として、独立した性質を認めることができるので、その改正においては、条ごとに改正規定を完結させるという要請がある。これを「条単位原則」と言われている。

条の字句改正は改正規定の内容部分として実質的な改正内容を表現しているので、条の改正規定は、字句改正ごとに列記させることが好ましい。そこで、条の改正においては、条の字句改正を基準として、条ごとに改正

規定を並べ、項号の全部改正と追加がない限り、その後（下）の項号の削除、移動を繋げていくという形式を採ることとしている。この考えにより、条の字句改正は、その項号の削除、移動に継続されることはあっても、自らは他の条の字句改正に継続することはないという扱いを受けることになる。このような扱いによって、条単位原則は確保されることになる。

一方、条中の項号の全部改正と追加については、改行表示改正という改正の方式に基づいて、切断効が発生するので、条の改正規定は分断される。条単位原則の例外となる。

他方、改正対象の条が連続しているような場合に、字句改正により分断される原則的な場合を除き、条の削除、移動は、形式的な改正であるから、継続させて改正するのが便宜である。このような場合、条の改正規定は継続され、条単位原則の例外となる。

しかし、上記の条単位原則というのは、実は「条独立原則」として把握すべきではないかと考えられる。条間関係は条の独立性を前提にして構築すべきだからである。これに対して、条内の項号の関係は正しく「条単位原則」の問題ということである。

## ② 条独立原則

条中の項号については、条中での存在であるから、条内での処理が当然に考えられ、条内で改正は完結する（項号改正における条内完結原則）。したがって、改行表示改正（全部改正と追加）を除き、項号の字句改正についても継続し、また被継続することとしている（条内では字句改正の項は、その前（上）の項の改正事項に繋がり、ここで切断されない）。また、項号の条内での削除、移動（簡略移動も）も、条内では継続し、また被継続する。すなわち、項号については、条内では切断せず、条で切断する。

孤立した条の改正においては、項号の改正によって、当該条の改正は完結する。その後は、条の改正規定が条間で継続したり、連続した条の纏めでの改正の問題になる。つまり、項号については、条内改正がすべてであ

って、後は条の改正の問題に移行することとなる。

このように項号改正の条内完結の問題は、まさしく「条単位原則」の表れである。従来、条間関係についても条内関係についても「条単位原則」によって説明されてきたが、条間関係における条独立原則、条内関係における条単位原則と整理すべきである。

### (3) 項の特質

#### ① 項と枝番号、形骸削除との関係

条中付番項、法令付番項、表中付番項は、それぞれ独立した存在として連続・昇順の項番号が付されるので、枝番号を付することも、形骸削除することも可能となる筈である。

しかし、WB に代表される通説は、無番項はもちろん付番項についても、項（条中項）は法文の段落にすぎず、独立した存在ではないから、枝番号をとることも、形骸削除をとることもできないとしている（WB190、231）。このような通説の立論を「項段落論」と称することとする。

また、法令付番項については、項建てをとるのは事項数の少なさ等により条建てにしないだけで、法文の段落とは言えないのは明らかであるから、通説の段落論に立ったとしても、枝番号、形骸削除を採ることは可能である筈である。しかし、法令付番項についても、条中付番項の不可論の影響を受けてか、その枝番号、形骸削除は見かけない。

もっとも、表中付番項は、通説においても、枝番号化、形骸削除化は可能としている。表・別表の項は外枠付きで、段落と言えないことは明らかであるが、他方、そのような特殊な存在について、枝番号化、形骸削除化を可能ならしめる理由は判然としない。表中付番項は枠付きによって、むしろ独立性が高まるということであろうか。

#### ② 項の枝番号化、形骸削除の対象化の許容

項段落論は、項番号不表記を前提にした立論であろう。項番号不表記の場合、確かに項は段落としての形状を呈し、したがって独立性、特定性に

欠け、枝番号を付することも形骸削除の対象とすることも不可能であろう。しかし、項番号表記の場合、項が段落であるとする点はともかく、独立性に欠けることはなく、また項番号表記により特定性に欠けることもない。

なお、項が段落であるとする項段落論そのものも絶対的な命題ではない。例えば、ある行為を法規制をする場合、許認可処分の対象とすること、申請に基づくこと、許認可基準の定めがまず必要とされる規定である。この3つの規制事項を個々に各条で規定することも一条中の各項として規定することも可能である。他方、本来2カ条に分けて規定すべき事項が便宜のため1カ条に纏められることもある。例えば、廃棄物処理法7条、14条は恰も2箇条に分割されてもよいような平行な内容から成っている。このように条と項との関係は相対的、便宜的なもので、条に区分せず項区分によったとき、項区分における各項は段落なので独立性を欠くと断定することはできないであろう。

結局、通説は、項番号不表記が普通であった古き時代の理論を無反省に今に引き摺っているものであると言わざるを得ない。現在のように項番号表記が原則とされる（これを「項番号必置制」と称することとする。）以上、項は独立性、特定性に欠けるところはなく、項番号を表記する法令においては、項についても枝番号と形骸削除の対象にすべきであると考ええる。

項番号必置制の下においては、例えば「1の2 ……」(枝番号項)や「3 削除」(形骸削除項)というものは、何ら不都合のあるものでも、違和感のあるものでもない。

## 2 章、節等の構造と特質

### (1) 章、節等の構造

条の上位区分たる章、節等についても、章建て・節建て構造を採る場合には、同様に、章、節等について連続制、昇順制を取る。章建て構造においては、章は冒頭章の章名（第1章）から始まり、順を追って、間断なく

連続して末尾章の章名に至る（全体性）という構造をとる（連続制・昇順制）。章は、冒頭章から末尾章に至るまでの章区分が本則の全体に及び、法令の基本的区分である条を包括的に含むという構造をとる。章区分が本則の全体に及ぶことを章の「全体性」と称し、章が（本則中の）条を包括的に含むことを章の条に対する「全体包括性」と称することとする。個別の章ごとには、「条列」の一部が所属することとなる。章に所属する条を「所属条」と称することとする。

章構造の下であっても、条は章間で連続条名制をとる（これを「章間連続条名制」と称する）。章ごとに条名を第1条からに改めて付番し直す（改番）ということはしない。すなわち、「章改番条名制」はとらない。この章間連続条名制によって、条を特定し、掲記・引用する場合に、条名に章番号を冠する必要がないこととなる（境界所属指定の場合等に限られる）。

章の下位区分である節や、節の下位区分である款は、当該章内においてのみ、又は節内においてのみ、この全体性が認められる。したがって、節や款は、章ごとに、節ごとに、節番号、款番号を改番することとなる。すなわち、「章内改番節番号制」「節内改番款番号制」である。

節・款構造の下であっても、条は節間・款間において連続条名制をとる（節間連続条名制、款間連続条名制）。節、款ごとに条名を第1条から改めて付番し直す（改番）ということはしない（「節改番条名制」はとらない）。

このように、条は章、節等の構造の下において単純な連続条名制をとるのである。

章、節等の所属条の条数に制限はない。1条からのみ成る章、節等も存在する（1条から成る章、節等の所属を「単独所属」と称し、そのような関係にある条を「単独所属条」と称することとする。）。章、節等の単独所属条には、章名と見出しが同一であることが一般であるから、見出しを付さない扱いをするのが通例である。もっとも、整理法における関係省庁別章建て

---

(8) 単独所属条に章名と同一の見出しが付けられた例として、行政手続法に適例がある。同法第5章の章名は「届出」であるが、同章の単独所属条である第37条には



の場合は、1条から成る章、節等の所属条であっても、章名と見出しが異なることになるから、見出しを付すのが通例である。

節について、1節から成る章はない。章の節建ては2節以上の節数でなければならない。

所属条のない章、節等は存在しない。形骸削除章は所属条が存在しないものであるが、形骸削除章には所属条相当条名の範囲が改行表示（付記）されている。この所属条相当条名の範囲の付記は、条名連続性を不分明にしないための手立てであろう。

章の下位区分である節や、節の下位区分である款は、当該章、節内においてのみ全体性が認められる（章に対する節区分の全体性）。他方、当該節が上位区分たる章に対して全体性を有しない場合がある。すなわち、節が章所属条をすべて包含していない場合である。これを「節の章に対する部分性」と称することとする（WB064は、これを「章に属する条文の一部がその章の細分である節に属さないような場合」と説明している。）。これは現在では例外的なものであろうが、かつてそのようなものとして構想されたものである。

例えば、国家公務員法（昭和22年法律120号）33条、33条の2、62条、74条参照。33条は同法第3章第2節の冒頭条であるが、同節第1款の前に置かれている。すなわち、同条は第2節に所属するが、その下位区分たる款には所属していない。しかし、独立条たる33条が総則的事項を規定しているのに、「第1節 総則」というのであるが、これでは独立所属させている意味はないことになる。

現在では、節区分の全体性は理論として要求してよいと思われる。この「節の章に対する部分性」は、包含されない条に着目すれば、「節構造における条の独立所属」と称することができよう。

---

見出しが付せられており、その見出しも「届出」となっている。もっとも、同法第4章の2の章名は「処分等の求め」であるが、同章の単独所属条である第36条の3には見出しは付せられていない。

## (2) 章、節等の特質

章、節等の特質としては、章名、節名等の概念の曖昧さがある。

章名は、「第○章 ○○」の「○○」の部分（これを「章名内容部」と称することとする。）だけではなく、章番号を含めた「第○章 ○○」の全部をいうこととされている（章名概念の一体性）。

しかし、章名の改正は章名内容部の変更を指し示しているだけである。章名改正は、章名の内容部の変更であって、章番号は変らずの場合である（「第○章 ○○」⇒「第○章 △△」）。すなわち、章名は、章番号と章名内容部との全体が一体のものと考えられていると言っても、その一体性は不完全な性質を帯びていると言わざるを得ない。これを章名概念の「不完全一体性」と称することとする。

「章名はその全体が一体のもの」というのであれば、章名改正について章番号も章名内容部も一挙に変更する方式を用意すべきであるが、そのような方法は存在しない。章番号の改正と章名内容部の改正を同時に行う場合とは、「第○章 ○○」⇒「第△章 □□」とする場合である。

「第○章 ○○」を「第△章 □□」に改める改正方法について、直接対応する方式はないが、次の 2 つの方式がある。

(i) 分割方式 これは章番号と章名内容部の部分に分割し、章番号と章名内容部分を別々に改正する。章番号の変更は章移動により、章名内容部の変更は章名改正によることとする。

(ii) 非分割方式 これは追加・削除を併用する方式で、まず、章名追加をする。つまり、章名のない所（実際には「第○章 ○○」の前）に新たに章名「第△章 □□」を付する。次いで、章名削除をする。つまり、不要になった従前の章名「第○章 ○○」を削除する。所属条はすべて直前に追加された新章名の章に属することとなる。この方式は、章番号の変更がなされているが、章移動は行わず、また章名内容部の変更がなされているが、章名改正は行わず、章名追加と章名削除とで対処するものである。

なお、この章番号と章名内容部を併せて改正する方式を「章名の全体改

正」と称することとする。

### 3 項の分類と構造

#### (1) 項番号との関係における項の分類

##### ① 付番項、無番項、非番項

項は、条中において、通例は、第1項から昇順に項番号が付されるが、これが付されない場合がある。項番号が付される項を「付番項」と、これが付されない項を「無番項」と称することとする。したがって、無番項は、項建ては採られているが、項番号が表記されないことを意味する。項番号が表記されないことを「項番号不表記」と、そのような項を「項番号不表記項」と称することとする。

また、項には、そもそも項番号そのものが存在していない場合がある。この場合は項番号の不存在であって、そのため項番号が表記されないのである。この「項番号不存在項」を、無番項（項番号存在）と区別して、「非番項」と称することとする。したがって、項には、項番号存在・表記の「付番項」、項番号存在・不表記の「無番項」、項番号不存在・不表記の「非番項」との3種類のものがある。

なお、付番項であっても、条の第1項の項番号は表記しないこととされている。これを「(付番項における)第1項項番号不表記原則」と称することとする。第1項不表記は、条文が条名表記の1字空けの下から記述し始めるから、あえて項番号として「1」を記入することは無用の表記となると考えられたからであろう。

##### ② 項の存在と不存在

付番項、無番項、非番項の区分は、当然のことながら、項の存在を前提にする。条において項が存在することを「項建て」といい、また項建てをとる条の在り方を「項構造」と称することとする。したがって、項存在条は「項建て条」「項構造を採る条」でもある。これに対して、条に項が存在しない場合、「項の不存在」と称することとし、項不存在条は「項構造

を採っていない条」である。「項のない条」とか「1項（のみ）から成る条」とかの表現があるが、これらも項不存在条、項構造を採っていない条を指していると整理する。「1項から成る条」を項建て条、項構造を採る条と見るのは異常である（したがって、これが付番項なのか無番項なのかを問題にする余地もない。）。

そして、項不存在条の条文の部分<sup>(9)</sup>を条の「正文」と称することとする。すなわち、項不存在条は、「正文だけから成る条」である。

このように「項の存否」「項番号の存否」「項番号表記の有無」は、それぞれ明確に区別しなければならない。

かつての条中項はすべて無番項の方式によっていた。すなわち、項番号は存在するが、項番号を表記しないのである。条中項の枝番号不可・形骸削除不可論の根拠とされる項段落論は無番項についてのものであって、項番号必置制が原則化した現在において妥当する理論ではない。

### ③ 無番項の特質

無番項は、項存在、項番号存在、項番号不表記である。正確には、「項番号の表記されていない項から成る条」「項番号の付されていない項から成る条」における当該項である（「項番号の付されていない項」という表現は項番号不表記の意味に限ることとする。）。

無番項の特質として、項の追加、削除に伴い、前後の項が自動的に繰り下がり、又は繰り上がる（無番項の自動移動）こととされている。

なお、項の自動移動は非番項においても同様に発生する。したがって、項番号不表記の場合（無番項と非番項）には、「項の自動移動」が発生する。一部改正法の一部改正の場合において、掲記条名の改正規定が削除、追加されれば、前後の項は自動的に移動する。

---

(9) かつて項不存在条の条文の部分<sup>(9)</sup>を条の「主文」と称するように提唱した（拙稿「立法技術に関する研究Ⅳ」（本誌57巻1・2号）3頁以下、37頁以下）が、「主文」は判決文や裁決文における用語の語感を強く受けるので、やや中性の語感を有すると思われる「正文」に変更することとした。

無番項の追加（増設追加）においては、可算の扱いである。

#### ④ 項の新設追加における付番と無番

項の新設追加の場合の付番と無番の区別は、形式の上では、改行表示において項番号が表記されるか否かによって決まる。第2項の直接追加では、改行表示から判別が可能となる。第1項の直接追加は不可であるが、「として」追加が可能である。無番項の場合、追加の前提としての条の項化（条の正文を第2項とする）が不要となるだろう。

もともと、付番項と無番項の区別は、実際には、その法令が項番号表記、すなわち項番号必置制をとっているかによって判断することができる。

なお、第2項の追加（＝条直接追加）の場合、条正文部分が第1項となる。この場合、項不存在から項存在に転化することになる。すなわち、条正文部分は第1項を潜在させた不存在ということになる。

## (2) 法令構造との関連に基づく項の分類

### ① 条中項、法令項、表中項

項は、項の置かれている法令構造との関連に基づいて、条中項、法令項、表中項の3種に区分することができる。

項は、条において用いられる場合だけではなく、法令が項だけで構成されている場合（項建て法令）がある。また、表・別表において用いられる場合もある。これらの場合において、項は条と異なった扱いがされることがある。条において用いられる項を「条中項」と、法令において用いられる項を「法令項」と、表・別表において用いられる項を「表中項」と称することとする。これらの区別を念頭に置くときや、用法の混乱を避ける必要があるときは、これらの用語を使用するが、通例は「項」は「条中項」を指すこととする。

上記(1)の説明は、すべて条中項についての説明であった。

## ② 法令項

本則又は附則において、項建てが採られている場合である。附則においては、2つ以上の項が置かれることも多い。本則においては、2つ以上の事項については条建てにするのが通例で、本則の項建ては単独項であるのが原則であろう。もっとも、本則内でも複数の項から成る場合もあるであろう。(項建て本則は一応1項建てとして扱う。)

法令項は付番項が原則である。すなわち、項番号存在・表記である。法令項には無番項は存在しない。もっとも、非番項は存在する。一部改正法令における掲記条項は法令非番項であると整理する。

法令項について、1項のみから成る法令項は存在する。「1項のみから成る法令項」は付番項であると考え。その(第1項の)項番号は不表記とする。つまり、1項のみから成る法令項は付番項であるが、第1項の項番号は不表記と考えるべきである。

2項以上から成る法令項においては、第1項の項番号は表記する。

法令項が一般的なものは、附則においてである。附則における法令項は、「附則」の文言を冠して、「附則第〇項」という。また、「附則中」の簡略移動が可能である。

本則における法令項について簡略移動が可能であるかの問題がある。法令項の「本則中」の簡略移動も可能であろうが、見かけたことはない。そもそも本則において複数項から成る項建てをとる法令が殆ど存在しないからであろう。なお、条については、本則中の簡略移動は通し条名制の下でかなり一般的である。

## ③ 表中項

表・別表においては、項建て構造をとる。1項のみから成る表・別表というものは、想定することはできない。表中項も2項以上の項数が必要である。

### ・付番項

表中の付番項は、大部の又は改正の頻度の多い表・別表に多く採られて

いる。表・別表としての完結性の要請から、第1項の項番号も表記する。

・無番項

表中項に無番項はない。

・非番項

項番号が不表記の表・別表は少なくないが、項番号不表記のものは項番号が表記されないのではなく、そもそも項番号が存在しないものである。項番号不存在項である（項番号不存在の結果としての項番号不表記）。すなわち、表中では項番号のない項は非番項となる。

表・別表の非番項においても、項の追加、削除に伴い前後の項の自動移動（自動繰下り、自動繰上り）はある。自動移動は、したがって、項番号の存否にかかわらず、不表記である限りにおいて認められるものである。表中項の非番項は、項番号不存在、その結果としての不表記であるから、自動移動は、結局は、項番号不表記の効果と整理することができる。一部改正法令の改正規定で、掲記される条項等も、項建て構造は採られていないが、観念的には項番号不存在項と把握することができる。したがって、改正規定の追加、削除に伴って（一部改正の一部改正において生ずる）掲記条名の項（非番項）は自動移動する。

④ 条中項、法令項、表中項の区分と付番項、無番項、非番項の区分との関係

以上の分析の結果から、条中項、法令項、表中項の区分と付番項、無番項、非番項の区分との関係を表にして整理すると、次のようになる。

	付番項	無番項	非番項
条中項	○	○	○（改正規定 標記・掲記条項名）
法令項	○	—	○（改正規定 掲記条項名）
表中項	○	—	○（項番号不存在項）

（平成30年10月1日脱稿）